



## 鹿児島市認知症高齢者等見守り活動等に関する協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と株式会社内山武組（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互協力のもと、甲が別に定める「鹿児島市認知症高齢者等見守り活動に関する実施要領」に基づく認知症高齢者等見守り活動を円滑に実施することを目的とする。

### （取組内容）

第2条 乙は、見守り活動の趣旨を従業員等に周知し、活動が円滑に行われる体制を整える。

2 日常業務に支障のない範囲で見守り活動に努める。

3 日常業務において、認知症高齢者や若年性認知症、認知症疑いのある高齢者等の異変や心身状況の変化に気づいたときは、その状況を速やかに市に連絡する。

4 上記に関わらず、緊急に対処する必要があると判断した場合は、直ちに警察署又は消防署等にその状況を通報するものとする。

5 見守り活動の普及啓発に努めるとともに、従業員等の認知症サポーター養成講座の受講や認知症おかえりサポート協力サポーターの登録を行うなど、認知症への理解を深め、積極的に認知症高齢者等とその家族等が安心して暮らせる社会づくりに貢献できる環境づくりに努める等市の認知症施策に対する協力を可能な範囲で行うこととする。

6 2項から3項に規定する見守り活動に発生する経費は、乙の負担とする。

### （個人情報の保護）

第3条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を本見守り活動の目的以外に利用及び第三者に開示及び漏洩してはならない。本協定が終了した場合も同様とする。

### （免責事項）

第4条 乙は、第2条第3項及び第4項による連絡や通報を行った場合、又は行わなかった場合においても、その後に生じた問題等について、甲に対してその責任

を負わないものとする。

（報告書の提出）

第5条 乙は、年度ごとに実施報告書を翌年度の4月末日までに市に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日からその属する年度の末日までとする。

ただし、期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからでも文書による終了の意思表示が特段ない場合は、本協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後においてもまた同様とする。

（協定の解除）

第7条 甲は、以下のいずれかの事由に該当するときは協定を解除するものとする。

（1）乙が要件を満たしていないとき

（2）その他

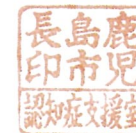
（その他）

第8条 本協定書の定めのない事項または、疑義が生じた事項については、その都度必要に応じて甲乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 10 月 17 日

甲 鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市  
鹿児島市長 下鶴 隆央



乙 鹿児島市下福元町3718番地2  
株式会社 内山武組  
代表取締役 小倉 俊

